

令和 7 年 6 月 2 4 日

埼玉労働局長登録教習機関
一般財団法人江南クレーン教習所
代表理事 志 藤 任 生

令和7年度事業計画

(令和 7 年4月1日～令和 8 年3月31日)

令和7年度は、年間予定を組む中で土曜日を公休日又は交代で公休日にしました。土曜日は公休日としている会社が多いため、講習を実施しても受講生があまり集まりにくいとため、当所もクレーン運転実技教習といくつかの講習を除き講習を控える方向性としてしました。また、1年間の休日が労働基準法の最低線の年間105日だったものを年間110日とし、職員の休日を増やし職員の待遇改善に努めます。

通常のクレーン・移動式クレーン運転実技教習、各種技能講習、特別教育の実施回数はおおむね前年と同等にしましたが、テールゲートリフターの特別教育と建築物石綿含有建材調査者講習は受講生数の減少が見込まれるので、3か月に1回程度に回数を減らしました。

年間予定表以外の講習等として、過去に安全教育を実施した会社等からまた依頼があると思われますが、講師不足な点もありますのでできる範囲で行っていきます。

一般社団法人全国登録教習機関協会の講師研修にも協力をしていきます。現在決まっているものは、下表の4件です。

全登協講師研修

4 月 3 日 4 日	玉掛業務従事者安全衛生教育講師研修
11 月 5 日	力学スキルアップ研修
11 月 6 日 7 日	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育講師研修
12 月 11 日 12 日	テールゲートリフター操作業務特別教育講師研修